

定額減税補足給付金(調整給付)の算出方法

(1)「所得税分控除不足額」の算出

$$\text{定額減税可能額} \quad \text{A}$$
$$3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$$

$$\text{令和6年分} \quad \text{B}$$
$$\text{推計所得税額(減税前)} \quad \text{①所得税分控除不足額}$$

$$\text{A} - \text{B} = \text{①}$$

「調整給付額」の算出

①所得税分
控除不足額

+

②個人住民税分
控除不足額

=

調整給付額
(1万円単位で「切り上げて」算出)

(2)「個人住民税分控除不足額」の算出

$$\text{定額減税可能額} \quad \text{C}$$
$$1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$$

$$\text{令和6年度} \quad \text{D}$$
$$\text{個人住民税所得割額(減税前)} \quad \text{②個人住民税分控除不足額}$$

$$\text{C} - \text{D} = \text{②}$$

※調整給付額の算出においては、住宅ローン控除を所得税で引ききっている場合（住民税では適用がない場合）、寄付金控除がある場合などは、国が示すモデル推計式の仕様上、これらの控除は「令和6年分推計所得税額」には反映されません。これにより調整給付金額に不足が生じる場合は、令和7年以降に不足額給付を行う予定です。